

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2022年4月1日付け届出。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、2021年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月および2022年1月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2022年2月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2022年3月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2022年4月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2022年5月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2022年7月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和4年3月22日付け20220316資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。